

人事行政の運営等の状況

安中市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり、令和6年度の内容についてお知らせします。

1 職員の任免及び職員数

(1) 職員の任免の状況

ア 採用試験の実施状況について(令和6年度実施、令和7年4月1日採用)

試験区分	申込者数	合格者数	採用者数
I 種試験(短大卒業以上)	41	9	7
II 種試験(高校卒業)	3	0	0
III 種試験(社会人経験者)	13	3	2
障害者	9	0	0
保育士	1	0	0
保健師	2	2	2
土木技術	1	1	1
建築士	2	2	1
社会福祉士	5	1	1
主任介護支援専門員	1	1	1

イ 採用者数について(令和6年度、令和6年4月1日採用)

職種	事務職	保育士	保健師	栄養士	土木技術	建築士	介護支援専門員	医療職	計
人数	12	2	2	2	1	0	0	5	24

※医療職については、採用試験以外の採用者を含みます

ウ 退職者数について(令和6年度)

定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	傷病退職	分限免職	懲戒免職	計
8	3	4	0	0	0	0	15

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 6 年	令和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	
		総務	112	108	4	
		税務	33	33	0	
		民生	67	62	5	機構改革による人員配置調整
		衛生	37	39	▲2	機構改革による人員配置調整
		労働	1	1	0	
		農林水産	26	27	▲1	機構改革による人員配置調整
		商工	16	13	3	機構改革による人員配置調整
		土木	48	49	▲1	機構改革による人員配置調整
		計	345	337	8	<参考>人口 1 万人あたり職員数 63.13 人
	教育部門	71	71	0		
	消防部門	3	3	0		
	小計	419	411	8	<参考>人口 1 万人あたり職員数 76.67 人 (類似団体の人口 1 万人あたり職員数 77.94 人)	
公 会 営 計 企 部 業 門 等	病院	146	144	2	看護師、診療技術技師補充	
	水道	32	32	0		
	下水道	11	10	1	機構改革による人員配置調整	
	その他	39	39	0		
	小 計	228	225	3		
合 計		647	636	636	<参考>人口 1 万人あたり職員数 118.40 人	
		[681]	[681]			

(注)

- 1 職員数は一般職に属する職員数です
- 2 []内は、条例定数の合計です

イ 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	15人	48人	67人	86人	60人	60人	86人	83人	79人	50人	12人	647人

ウ 職員数の推移

年度 部門別	R 元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	335	334	334	337	337	345	10(▲2.9%)
教育	80	77	74	70	71	71	▲9(▲11.2%)
消防	3	3	3	3	3	3	0(0%)
普通会計 計	418	414	411	410	411	419	1(2.3%)
公営企業等会 計 計	222	222	219	220	225	228	6(2.7%)
総合計	640	636	630	630	636	647	7(1.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です

2 職員の人事評価

人事評価を人事管理の基礎及び職員の人材育成に活用し、公共の福祉やサービスの資質向上に繋げるための制度です。

評価の種類	能力評価・業績評価
対象職員	全職員
評価者	課長(相当職含む)以上の職にある者

3 職員の給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (6 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和 5 年度の人件費率
6 年度	53,447 人	29,132,916 千円	895,906 千円	4,406,119 千円	15.1%	15.2%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6 年度	419 人	1,639,281 千円	273,333 千円	671,318 千円	2,583,932 千円	6,167 千円

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含みません
- 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数です

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
安中市 (一般行政職)	41.8 歳	320,900 円	379,273 円
安中市 (技能労務職)	49.8 歳	325,700 円	368,479 円
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円
国	42.1 歳	323,823 円	-

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです

(4) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		安中市	群馬県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	200,900 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	169,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	166,600 円	165,500 円	-

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数 7 年以上 ～10 年未満	経験年数 10 年以上 ～15 年未満	経験年数 15 年以上 ～20 年未満
一般行政職	大学卒	261,400 円	286,400 円	317,500 円
	高校卒	229,200 円	258,300 円	285,900 円
技能労務職	高校卒	232,400 円	-	323,400 円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	10 人	2.7%
6 級	参事	13 人	3.5%
5 級	課長 主幹	52 人	14.1%
4 級	課長補佐 係長 主査	94 人	25.4%
3 級	主査 主任	128 人	34.6%
2 級	主事 技師	59 人	15.9%
1 級	主事補 技師補	14 人	3.8%

(7) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	1.025 月分
12 月期	1.275 月分	1.075 月分
計	2.500 月分	2.100 月分

職制上の段階、職務の級等により、役職加算が 5～15%あります。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

区分	自己都合退職	勧奨・定年退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
退職時特別昇給 無し

ウ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税徴収業務手当(滞納整理)	市税徴収係員(滞納整理)	滞納整理業務	日額 150 円
行旅病人保護業務手当	行旅病人保護に従事	行旅病人保護・救護	日額 1,000 円
行旅死亡人取扱業務手当	行旅死亡人の収容作業	行旅死亡人収容業務	日額 3,000 円
社会福祉業務手当	社会福祉に従事(指導又は相談)	生活保護、知的障害者、身体障害者、心身障害者又は精神障害者に係る指導等	日額 150 円
防疫等作業手当	感染症患者収容及び患者家消毒作業に従事	感染症患者収容及び患者家消毒業務	日額 500 円

	病院に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症の患者又は感染の疑いのある者の診療、看護又は介護	日額 4,000 円
	病院に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症の患者等の検査、投薬又は受付のうち、ばく露の危険性がある業務	日額 3,000 円
有害鳥獣捕獲作業手当	有害鳥獣捕獲等の危険な業務に直接従事	有害鳥獣の追い払い、殺処分業務	日額 400 円
火葬業務手当	火葬業務(苑長)	事務及び火葬業務補助	月額 10,000 円
	火葬業務(技術作業員)	火葬業務	月額 50,000 円
給食調理業務手当	給食調理業務等に従事	学校・保育園	月額 1,000 円
夜間看護手当	夜間の看護業務に従事	深夜全部(7 時間以上)	1夜 7,300 円
		深夜(4 時間以上 7 時間未満)	1夜 3,550 円
		深夜(2 時間以上 4 時間未満)	1夜 3,100 円
		深夜(2 時間未満)	1夜 2,150 円
拘束手当	医師の職、医療職給料表(2)(3)の適用を受ける職員	医師の職	平日の1夜 2,500 円
			土・日・休日 10,000 円
		医療職給料表(2)(3)の適用を受ける職員	平日の1夜 2,500 円
			土・日・休日 5,000 円
診療・調査研究手当	医師(診療の実績に応じて支給)	診療技術研究に従事	月額 80,000 円以内で規則に定める額
	医師(経験年数に応じて支給)	医療の調査研究に従事	月額 220,000 円以内で規則に定める額
緊急診療業務手当	医師	勤務時間外に、緊急診療業務・透析業務に従事	1回 45,000 円以内で規則に定める額
夜間診療取扱手当	宿直勤務において特別な事情により診療業務に従事	医師の職	1時間 2,500 円
		医療職給料表(2)(3)の適用を受ける職員	1時間 500 円
緊急呼出出勤手当	上下水道部、病院、クリーンセンター及び安中消防署に勤務	緊急時に呼出を受け出勤した場合	1回 500 円
クリーンセンター業務手当	クリーンセンター現場作業員	現場作業に従事した日数	日額 800 円
上下水道料金未収整理手当	上下水道部職員	料金の徴収、滞納整理業務	日額 150 円
浄水手当	浄水場勤務職員及び簡易水道管理職員	水質検査、電気設備の操作、塩素類の取扱及び水道水源の巡視	係長以上 月額 1,000 円
			その他 月額 3,000 円

高所作業手当	地上 10 メートル以上の不安定な場所で業務に従事する職員	ダム堤体上における作業	日額 250 円
下水手当	下水道課職員	マンホール内での維持管理業務	日額 500 円

エ 時間外勤務手当（上下水道・病院・介護サービス事業を除く。）

支給実績(令和 6 年度決算)	100,723 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 6 年度決算)	220 千円

オ その他の手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 月額 6,500 円 2 子 1 人につき 10,000 円 3 父母等 1 人につき 6,500 円 4 特定年齢にある子 5,000 円加算
住居手当	借家・借間 家賃に応じ支給 月額 27,000 円限度
通勤手当	交通機関利用 月額 55,000 円限度 交通用具使用(2km以上) 距離に応じ支給 4,100 円～31,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、役職に応じて支給 1 行政職(1)42,900～74,300 円 2 医療職(1)62,500～146,400 円 3 医療職(2)41,200～57,600 円 4 医療職(3)26,100～59,200 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間

1 週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時～午後 1 時

(2) 休暇の種類

ア 年次有給休暇

年次有給休暇は、年間 20 日間付与しています。取得残日数が生じた場合、20 日までを繰り越すことができますが、1 年間の有給休暇の総日数が 40 日を越えることはできません。

イ 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。その期間は、規則で定める期間内において必

要と認められる期間です。

ウ 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇です。

エ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。

5 職員の休業に関する状況

育児休業及び部分休業

育児休業は、職員が子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業を取得できる制度です。休業期間中の給与は支給されませんが、職員の身分は保障されます。

部分休業は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要な時間について、30分を単位として休業を認める制度です。休業を取得した時間は給与が減額されます。

育児休業及び部分休業の取得状況（令和6年度）

	男性	女性
育児休業	3人	24人
部分休業	—	26人

6 職員の分限及び懲戒処分

（1）分限処分

職員の勤務実績が良くない場合、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又これに堪えない場合、その職に必要な適格性を欠く場合に行われる処分です。分限の種類は、免職・休職・降任・降給があります。

（2）懲戒処分

職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合にされる処分です。懲戒の種類は、免職・停職・減給・戒告があります。

7 職員の服務

（1）営利企業等の従事状況

職員が営利企業等に従事することは制限されておりますが、公務に影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得て従事させています。消防団員等の活動が該当します。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

研修の受講、健康診断受診の際、職務に専念する義務を免除しています。

8 職員の退職管理

(1) 退職者による依頼等の規制

退職者が離職後2年間、離職前5年間に属した部署の職員に対して、職務上の行為をするように、又はしないように要求・依頼をすることを禁止しています。

(2) 届出

退職者で管理・監督の地位にあった職員が、離職後2年間において営利企業等に就職した場合は、速やかに届け出なければならないとしています。

令和5年度・6年度に退職した職員(課長職以上)の再就職等の届出状況

退職年度	届出対象者数 (退職者のうち課長級以上)	営利企業等への従事者数 (届出対象者のうち届出提出者)
令和5年度	2人	0人
令和6年度	3人	0人

9 職員の研修

(1) 一般研修

主な研修名	対象者	修了者数	日数
新規採用職員研修 (前期／後期)〈2市合同〉	令和6年度新規採用職員	22人/19人	3/2日
2年目職員研修	採用2年目職員	11人	2日
初級職員研修	採用3年目職員	11人	2日
中級職員研修 〈3市合同〉	主任・主事	8人	2日
中堅職員研修 〈3市合同〉	主査	7人	2日
監督者研修 〈2市合同〉	新任係長	11人	2日

管理者職員研修 ＜3 市合同＞	新任課長	8 人	1 日
キャリアサポート研修	専任員・役職定年前職員	13 人	0.5 日×2 日

(注)2 市……安中市・富岡市 3 市……安中市・富岡市・藤岡市

(2) 特別研修

ア 専門研修

主な研修名	対象者	修了者数	日数
政策形成能力向上研修 ＜3 市合同＞	主査	実施なし	
両立支援研修	育児休業復帰後職員	8 人	1 日
法制執務研修	主査以下の職員	30 人	2 日
メンタルヘルス研修 ＜3 市合同＞	全職員	47 人	0.5 日×2 回
クレーム対応研修	主任・主事	12 人	1 日
DET(障害平等研修)	全職員	27 人	0.5 日
ゲートキーパー養成講座	全職員	20 人	0.25 日
ビジネス文書研修	採用1・2年目職員	実施なし	
接遇マナー研修	主事・主事補	実施なし	

(注)2 市……安中市・富岡市 3 市……安中市・富岡市・藤岡市

イ 派遣研修

《指導者養成研修》

主な研修名	修了者数	日数
公務員倫理指導者養成研修	派遣なし	
接遇指導者養成研修	派遣なし	

《特別派遣研修》

主な研修名	修了者数	日数
群馬県市長会職員研修	3 人	4 日
自治大学校研修事後研修会	実施なし	
市町村アカデミー研修 4 課程	4 人	5,11,11,9 日
全国建設研修センター	のべ 3 人	3,4,3 日
群馬県自治研修センター研修 9 課程	のべ 28 人	1,2 日

ウ 自主・通信研修

《自主研究グループ》

グループ名	研究テーマ	構成員	研究期間
だんごよりはな	地元還元及び施設の活性化について活用方法を検討し提案する。	6 人	9 ヶ月
オオクワガタ	市内業者が廃棄する菌床を活用しオオクワガタの繁殖を行う。	6 人	9 ヶ月

《通信教育》

受講科目	修了者数
宅地建物取引士コース ほか 2 コース	2 人

10 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の健康の保持増進対策

毎年、定期健康診断を実施し、職員の健康の保持増進に努めています。

(2) 安全衛生に関する事項

安中市職員安全衛生管理規程を定め、職員の安全及び健康を確保するよう努めています。

(3) 公務災害補償の制度

職員が公務上の災害又は通勤の災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法の適用を受けます。

(4) 職員厚生会に対する助成の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の福利厚生増進に資するため、安中市職員厚生会を設置しています。

項 目	金 額 等	備 考
① 職員厚生会に対する助成金額	3,340 千円	
② 会員による掛金の額	12,178 千円	令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月
③ 公費負担率 ①／(①＋②)	21.5%	
④ 会員一人あたりの補助金額 ① / 会員数(647 名)	5,162 円	令和 6 年 4 月 1 日現在

11 公平委員会の業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和 6 年度において、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和 6 年度において、不服申立てはありませんでした。